

正月行事と荘園の支配

「正月一日御宮おみやの祭礼、御頭おとうのおなりまで、修法酒しゅほうのさけ、正月の祝いまで」（おなりは食事、修法は仏事の祈祷のこと）。これは広野地区の内神川流域うちかみがわに所在した荘園である内上荘うちがみのしょうの応永11(1404)年の年貢から控除された項目の一部です。つまり地域の正月行事で必要とする諸経費を、飲食代に至るまで年貢の控除という形で荘園の領主も負担していたのです。控除額は合計米1石9斗。現在の玄米価格では6万円前後となります。

また三田地区に所在した金心寺荘こんしんじのしょうでは、元旦から始まる正月の仏事である修正会しゅうしょうえの費用として1石が年貢から控除されています。他にも神仏をまつる費用として1石2斗、農業をつかさどる大歳神社おおとしじんじやへのお供えとして2斗5升など、合計12石5升5合が地元の経費として控除されています。これは金心寺荘全体の年貢の約18%に相当し、現在の米価で41万円余りとなります。金心寺荘の領主は京都市内の八坂神社の前身である祇園社ぎおんしゃですが、信仰の対象でもある自らへの年貢の負担を求めるだけでなく、地域の人々が信仰した大歳神社の護持に対しては自らが拠出しているのです。

現在でも市内各地に正月の伝統的な神事や仏事が伝えられています。内上荘の資料に登場するお頭もその一つです。お頭は村落の有力者の集団、あるいはその集団によって営まれた神事を指します。市内では三輪地区の山田やまたや三田地区の貴志きしに戦国時代末期から現在に至るまで、お頭の代表者名を連綿と記録した県下でも有数の帳面（頭役帳）が残されています。その背後にも、維持や運営に対する荘園領主の支援があったのかもしれない。

一般に中世の荘園は都の貴族や有力な寺院・神社の領地と説明され、その支配のもと、地域の人々は年貢の取り立てに追われていたかのような印象があります。しかし実態は必ずしもそうではなさそうです。荘園の統治には、やはり地域住民やその心のよりどころに対する尊重の姿勢が必要だったのでしょう。